

薬生食基発 0627 第 1 号  
平成 30 年 6 月 27 日

各 

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課長  
(公印省略)

### 既存添加物の販売等の実態調査について（周知依頼）

厚生労働省では「消除予定添加物名簿の作成に係る既存添加物の販売等調査について（周知依頼）」（平成 29 年 12 月 22 日付け薬生食基発 1222 第 1 号。以下「平成 29 年調査」という。）により、現に販売の用に供されていない可能性がある 196 品目の既存添加物に関して販売等の状況について調査を行ったところで

す。その結果、別添 1 に掲げる 68 品目の既存添加物については、添加物としての販売等の実態を確認するに足りる資料の提出が得られなかったことから、今般これらの品目の販売等の状況について、国内及び海外において調査を拡大して行うこととしました。

つきましては、平成 29 年調査と同様に、貴管内の既存添加物又はこれを含む製剤若しくは食品（以下「既存添加物等」という。）を販売等する営業者<sup>\*1</sup>に対し、別記の実施要領の写しを送付すること等の方法により、調査対象の既存添加物等について、販売等がなされているのであれば、別添 2-1 及び 2-2 により申出がなされるよう周知方よろしくお願ひします。なお、別添 2-1 及び 2-2 により申出があった品目については、申出の内容確認や追加情報の要請等をお願ひすることがありますので御留意ください。

本件に関しては、在日大使館・代表部を通じた対日輸出国への情報提供による周知を図るとともに、平成 29 年調査と同様に、厚生労働省のホームページ<sup>\*2</sup>、検疫所での掲示等による周知を図るほか、公益社団法人日本食品衛生協会、一般財団法人食品産業センター、公益社団法人日本輸入食品安全推進協会、公益財団法人日本健康・栄養食品協会、一般社団法人日本食品添加物協会に対して、所属会員等の関係者への周知を依頼しているところですが、これらの団体に所属していない営業者が既存添加物等を販売等している事例も多くあることから、このような営業者に対しても周知がなされるよう十分な配慮をお願ひします。

また、今回の調査は、別添 1 に掲げる品目について、添加物としての販売等の実績を調査するものであり、専ら食品、器具又は容器包装の原材料として使用されているものに係る申出及び調査対象の品目を販売等していない旨の申出は調査の対象外であることに御留意ください。

さらに、平成 29 年調査及び今回の調査において、販売等の実態が確認された品目については、食品衛生法第 11 条の規定に基づいて成分規格の設定等に関する検討を行う予定であることを申し添えます。

- ※ 1 食品衛生法施行令（昭和 28 年政令第 229 号）第 35 条に規定する営業を行っている者等
  
- ※ 2 厚生労働省医薬・生活衛生局ホームページ（分野別施策 [食品添加物] ）  
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syokuten/index.html>